

## 係属中の EP 特許出願の審査に関し EPO が新たな枠組みを導入

2014年09月01日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

EPO は、EP 特許出願に対し、特許付与までの手続として 2 段階の手続を実施しています。第 1 段階の手続において、先行技術に関するサーチが Search Division によって行われ、サーチ見解を含むサーチレポートが作成されます。

サーチレポートに対し、出願人は、EP 特許出願の手続を更に進める (Examining Division による実体審査 (第 2 段階の手続) に手続を進める) 機会が付与されます。Examining Division は、上記のサーチレポートに対する応答書を審査し、適宜、Official Action(s)を発行します。Examining Division は、EP 特許出願を査定まで管理します。なお、上記のように、Search Division と Examining Division とが、それぞれ、サーチレポートの作成と実体審査とを行い、恰も別の部署の担当者がそれぞれ別の処理を行うように見えますが、実は、同じ一人の審査官が上記二つの処理を行っています。

EPO における EP 特許出願の未審査滞貨は多く、2011 年において出願から特許付与までに要する年数は、10 年を超えるケースもあるが、平均の pendency の期間は約 5 年であると言われており、これは現在もそれほど改善されていないと言われています。

そのため、出願初期の段階で EP 特許出願にとって重要な特許性に関する情報を出願人は EPO から受領することができず、その結果、出願の特許性に係る法的確実性を出願初期の段階で評価したり適切な対策を講じたりすることができないことがあります。

このような状況下で、EPO は、2014 年 7 月 3 日、係属中の特許出願の審査に関する新たな枠組み (“Early Certainty from Search”という。) を導入しました。

**【全 5 頁】**

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.